

白岡市高齢者補聴器購入費助成事業

聴力機能の低下により、コミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、予算の範囲内において補聴器購入費の一部助成をします。

申請できるかた ※以下のすべての要件を満たすかた

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している65歳以上のかた
- (2) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上のかたであって、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないかた
- (3) 耳鼻咽喉科の医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の必要性を認める旨の意見書等を得ることができるかた
- (4) 市税及び介護保険料を滞納していないかた

助成対象費用

上限20,000円

※助成の対象となる費用は、医療機器認定を取得している補聴器を新たに購入する費用となります。

また、附属品の購入に要する費用、診察料、文書料（**主治医意見書**）、修理費用、送料等は助成の対象外です。

※1人につき1回限りの助成で、既に助成を受けたかたは対象となりません。

受付場所

白岡市役所 高齢介護課地域支援担当

手続きの流れ

- ① 必ず、事前に高齢介護課に御連絡をください。

対象の方には、申請書・医師意見書等の必要となる用紙をお渡しします。

（市役所高齢介護課窓口、または、市公式ホームページからダウンロード）



- ② 耳鼻咽喉科に受診し、意見書を書いてもらいます。



- ③ 購入する補聴器の見積書を用意します。



- ④ 市役所に「申請書」、「意見書」、「見積書の写し」を提出します。



- ⑤ 申請者に「交付決定通知書」が提出されます。



- ⑥ 申請者が補聴器を購入します。

※決定通知書が届いたら購入してください。以前に購入した場合は対象とならない場合があります。



- ⑦ 市役所に「実績報告書」、「領収書の写し」、「請求書」を提出します。



- ⑧ 申請者に「交付額確定通知書」が送付されます。

- ⑨ 実績報告書等提出後、およそ1か月以内に指定口座に振込まれます。

事業開始時期

令和7年7月1日から受付開始